令和6年度第2回豊川市防犯推進計画策定委員会 議事録

日時:令和6年10月9日(水) 午後2時30分より 場所:豊川市役所 市民研修室(防災センター1階)

- 1 あいさつ
- 2 議題
 - (1) 豊川市防犯推進計画素案について
 - ① 第1章を中心に
 - ② 第2章から第4章まで
- 3 出席者

矢野明文委員、田口直美委員、佐藤典子委員、加藤洋平委員、神道眞典委員、恩田やす恵委員、 内藤幸子委員、倉橋智委員、柴田浩志委員、星川敏成委員、今泉一義委員、牧野哲久委員、 初田明穂委員、牧野賢之委員

中西成人市民部長

木村晋也市民部次長兼人権生活安全課長

橋爪慈子人権生活安全課長補佐兼人権推進係長

菅沼宏隆交通安全防犯係長

長坂美紀主任

清水亜希主任

4 傍聴者数

2名

【資料】

資料 1 豊川市防犯推進計画素案

資料2 豊川市防犯推進計画素案(概要版)

資料3 骨子案等の説明の中で使用した資料からの主な変更点

 あいさつ 市民部長

-26 [7]

- 2 議題
 - (1) 豊川市防犯推進計画素案について
 - ① 第1章 (課題を中心に)

事務局:

計画の素案、第1章、計画策定の背景について

資料 1 豊川市防犯推進計画素案

5ページから45ページまでが、計画策定の背景。

前回の委員会の資料を基に、1章、計画策定の背景、1、計画の概要、2、犯罪等の動向と本市の現状と課題を作成。

前回の会議で、骨子案や統計資料、課題等について協議していただき、その中で委員の皆

様からの意見をもとに修正等し、第1章 計画策定の背景に反映した。 主な修正簡所は資料3で一覧にした。

1ページからの、2、犯罪等の動向と本市の現状と課題では、防犯対策、再犯防止、犯罪被害者等支援の3つの分野ごとに犯罪等の概況や、意識調査の結果を整理して、課題を整理している。

3つの分野ごとの課題について。

28ページ。「2-1防犯対策」についての課題を整理。

はじめに「市民一人ひとりの防犯意識の醸成」に結びつくもの。資料の読み上げ。

※読み上げ部分については、フォントを変更。

○窃盗犯が6割強を占める

刑法犯認知件数の6割強を占める「窃盗犯」のうち、自転車盗では約8割(令和5年値)が無施錠で被害にあっています。

市民意識調査結果では、一定程度、施錠の習慣がない人がおり、施錠に対する意識の低さが自転車盗や侵入盗などの犯罪につながっていると考えられます。

○犯罪発生情報の取得にマスメディア以外の媒体が利用されていない

身近で発生している犯罪やその対策を知ることは、防犯意識を高め、被害を減らすためには大切なことです。また、状況をリアルタイムに知ることも重要です。

迅速に情報を発信し利便性の高いものの認知度が低い「愛知県警察アプリ『アイチポリス』」の普及を促すほか、SNSや広報など、それぞれの年代に向け情報発信に取り組む必要があります。

これらから、施錠の大切さの啓発、犯罪の発生情報の発信の充実が課題と考えた。

次に、〇女児を同居家族に持つ場合、体感治安が悪い

市民意識調査では、住んでいる学区内の治安について、中学女児と、中学校卒~18歳までの女児を同居家族に持つ場合、悪いと感じる割合が高くなっています。

また、自身や家族が被害にあうのではないかと不安に感じる犯罪で、性犯罪、ストーカー・DVについては、中学卒業~満18歳未満(女児)を持つ場合、不安に感じる割合が高くなっています。

犯罪にあわないための啓発や、どのような行為が性犯罪なのか、被害にあった場合の相談先などを周知・啓発する必要があります。

次に、〇特殊詐欺被害が増加している。65歳以上の家族がいる場合、被害への不安が特に高い。

特殊詐欺については、次々に新たな手口が発生し巧妙化しています。

被害件数、被害額ともに増加傾向であり、特に被害額が大きく増加しています。

市民意識調査の結果では、どの世代でも自身や家族が被害にあうのではと不安に感じる割合が高く、特に65歳以上の家族がいる場合、不安に感じる割合が高いことから、引き続き高齢者を中心に、特殊詐欺を防止するための啓発や対策、相談先の周知を行う必要があります。

次に、〇サイバー犯罪やSNSを悪用した犯罪への不安が高い

コンピュータやインターネットを悪用した、サイバー犯罪の相談件数は増加傾向にあります。

また、市民意識調査結果では、サイバー犯罪や、SNS等をきっかけとした犯罪被害について、被害にあうのではと不安に感じる割合が高くなっており、特にSNS等をきっかけとした犯罪被害は、若い世代を家族に持つ場合、不安に感じる割合が高くなっています。

これらの犯罪への警戒意識の醸成や対策を行う必要があります。

これらのことから、子ども、女性、高齢者に対する犯罪への対策、新たな犯罪への対策が 課題とした。

次に、「防犯力の高い地域づくり」に結びつくもの。

○地域組織の防犯ボランティア活動について、8割弱の市民が、効果があると感じている 各校区における見守り活動や34団体が行う防犯パトロールなど、自主的な防犯活動が行われ ています。市民意識調査結果では、8割弱の多くの市民が効果を感じています。

安全なまちづくりを推進するためには、行政だけの力では限界があり、これらの地域防犯力を 維持する必要があります。

次に、〇「隊員の高齢化」「後継者不足」「隊員の減少」が防犯ボランティア団体の課題 防犯ボランティア団体に対するアンケート結果では、隊員の5割が70代以上となっています。

アンケート結果では、「隊員の高齢化」「後継者不足」「隊員の減少」を、活動を継続する上で課題としています。

また、「防犯ボランティア団体が活動していく上で行政や警察が行うどのような支援が必要か」では、「活動参加者を増やすための働きかけ」が74%と最も高くなっています。持続可能な活動に向けた検討や参加者を増やすための取組を行う必要があります。

次に、〇多様な防犯ボランティアの在り方の検討が必要

市民意識調査結果では、防犯ボランティア活動に参加していない人が参加する条件は、「参加するつもりはない(参加できない)」が最も多く、次いで、「都合が良い時だけ参加すれば良いなど、 気楽に参加できる」「実施する内容が簡単」となっており、柔軟な発想をもとに、気軽に参加できるような活動の在り方を検討することが必要です。

これらのことから、地域防犯活動の参加者を増やすための取組の実施、地域防犯活動へのさまざまな支援を課題とした。

次に、「犯罪が起こりにくい環境づくり」に結びつくもの。

〇住んでいる学区内の治安が悪いと思う理由は、「防犯カメラや街灯が少なく防犯対策が不十分 と感じるから」が最も多い

犯罪の未然防止には、犯罪を起こさせない環境整備などハード面からの取組も必要です。 市民意識調査結果では、住んでいる学区内の治安が「悪い」「やや悪い」とした人のそう思う理由 は、「防犯カメラや街灯が少なく防犯対策が不十分と感じるから」の割合が最も高く、54.0%と なっています。

次に、〇犯罪のない豊川市の実現に向けて特に必要だと思う取組は、「市・警察の防犯パトロールの強化」が最も多い。

犯罪のない豊川市の実現に向けて特に必要だと思う取組は、「市・警察の防犯パトロールの強化」が最も高く、67.7%、次いで「防犯灯など街灯の設置促進」「地域・通学路等の公共空間への街灯防犯カメラの設置促進」の割合が高くなっています。

犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、防犯パトロールの効果的な実施方法を検討するほか、防犯灯や防犯カメラの設置を推進する必要があります。

これらのことから、防犯パトロールの強化、防犯灯・防犯カメラの設置推進を課題とした。 続きまして、「2-2再犯防止について」の課題の整理。40ページ。

〇刑法犯(再犯)の検挙者数は、窃盗犯が約半数を占め、初犯を含む窃盗犯の検挙者数全体のうち、6~7割が無職者となっている

刑法犯検挙者中の再犯者の割合は5割程度で高止まりしています。

刑法犯(再犯)の罪種別検挙者数は、窃盗犯が約半数を占めており、窃盗犯を減らすことが刑法犯を減らすことにつながると考えられます。

初犯を含む窃盗犯の検挙者については、犯行時の無職者割合が、刑法犯全体の犯行時の無職者割合よりも高く、窃盗犯が罪を犯す背景を考えた取組を行う必要があります。

これらのことから、生活困窮や社会的孤立に陥らないための支援、相談しやすい環境の整備を課題とした。

次に、〇犯罪や非行をした人の立ち直りに、行政機関と地域が一体となって取り組むことについて、「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」と答えた人は8割を超えている

○犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかでは、「わからない」の割合が36.1%で最も多い

犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかでは、「わからない」の割合が36.1%で最も高くなりました。「協力したいと思う」「どちらかといえば協力したいと思う」と答えた24.3%の方への、「どのような協力をしたいか」の問いでは、「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」が28.4%、次いで「わからない」が28.1%となりました。

○犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由で、もっとも多いのは「犯罪をした人と、 どのように接すればよいかわからないから」

「どちらかといえば協力したいとは思わない」「協力したいとは思わない」と答えた37.6%の方の「協力したいと思わない理由」では、「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」が56.8%と最も高く、次いで「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が47.0%でした。

次に、〇再犯防止に関する民間協力者・団体、運動として知っているものでは、「保護司」が53. 2%で最も多く、それ以外は知られていない

次いで「知らない」となり、多くの団体等が参加する「社会を明るくする運動」や保護司以外の民間協力者についてはあまり知られていない結果となりました。

これらのことから、再犯防止への理解促進を課題とした。

次に、「2-3犯罪被害者等支援について」の課題の整理。45ページ。

○重要犯罪は本市においても毎年発生

重要犯罪は本市でも毎年発生しています。

市民意識調査では、犯罪被害者等支援について、「ある程度関心がある」「非常に関心がある」と回答した方が62.9%となっています。

犯罪被害者等が置かれた状況や事情は様々であり、必要とされる支援も、被害直後から捜査、 公判に関わるものや医療、福祉、住居等生活全般にわたります。

犯罪被害者等の不安や恐怖を軽減するため、総合的な支援がいつでも適切に受けることができる体制づくりが必要です。

次に、○豊川市が取り組む必要があるもの は、「医療に関する支援(精神的・肉体的治療やカウンセリング等に関する支援)」が最も多い

市民意識調査では、犯罪被害者等支援のために、豊川市が取り組む必要があるものとしては、「医療に関する支援(精神的・肉体的治療やカウンセリング等に関する支援)」が66.5%と最も高く、次いで「相談しやすい環境の整備」「経済的な支援(日常生活に係る一次貸付、支援金・見舞金等の支給)の順となっています。

これらのことから、犯罪被害者等支援体制づくりの推進を課題とした。

次に、〇犯罪被害に遭ったときに利用できる相談窓口は豊川警察署以外あまり知られていない

犯罪被害に遭った時、利用できる相談窓口として知っているものは、「豊川警察署」が81.6% と高く、その他の窓口はあまり知られていません。犯罪被害者等の相談窓口や支援窓口の周知を 行う必要があります。

このことから、犯罪被害者等支援に関する意識の醸成を課題とした。 第1章の説明は以上。

委員長:

何か質問、意見等があれば。

委員:

豊川市の市民意識調査で問いをあげている。犯罪というのは全国どこで何が起こるかわからない。全国との豊川市民との意識の乖離のようなものがあるか、わかれば教えてほしい。

事務局:

乖離について、豊川が突出しているのかそれとも平均なのか、重要な視点だと思う。その あたりを意識していけたらと思う。次回の宿題としたい。

委員長:

他はいかがでしょうか。

委員:

実態把握から活動の方向性が示され、とても分かりやすく、私自身この資料をいただいて、 とてもいいなと、この方向でまとまっていくのがいいなと思っている。

その中で、今、課題の40ページ、犯罪をした人の立ち直りに協力についてが、実際に、 ここで何をすべきかよくわからないというようなお叱り等が多い。市としては、策定委員と しては、一市民がこの罪を犯した人の立ち直りにどのように協力していくのかという方向が、 自分自身もちゃんと今はまだ明確ではない。

更生保護女性会の方のお話を少し聞いたが、他の委員さんのような立場で、直接罪を犯した方に接する方もいれば、そうでない方もいる。実際どういうところまで罪を犯した方に接していくのか、お助けしていくのか、というところが自分としても押さえきれてない部分がある。だからこの会として、一市民として行う目標を設定するか、専門の方を中心に罪を犯した方に接して協力することでいいとするか、そのあたりが教えてほしい。

事務局:

実際計画を策定したときに、市民の方がどう受けとめるか、ひとりひとり、どのように接していくかというのは、重要なテーマであり、それぞれの方が考えられるのかなではないかと思う。

この計画を策定する中で、今回40ページ、課題として挙げたものについては、豊川市として市としてどのようなことができるかをこれから皆さんと考えていきたい。まず啓発、ほかにどんなことが重要か、皆さんと一緒に考えたいと考えている。

実際にもう、罪を犯して刑務所を出所された方々の更生の支援をしている、現場で支援している方やその事業所で受け入れをしている方々がいる。

この計画を私たちが身近に感じて、どういった支援をしていけるか、していけばいいかを 一緒に考えていこうというきっかけになればと考えている。

委員長:

では、次の質問を。

委員:

29ページの防犯パトロール隊のことが載っている。ありがたいなと思い、発表する。34団体のうちの1チームに所属している。

これを見ると、8割弱の多くの方が、効果を感じていると書いてあり、すごく自分たちとしても、自分としてもとてもうれしく思う。

私たちのチームは60人弱。65歳から今度90歳になる方もいる。防犯パトロールの隊 員さん方に「動ける間やります。」と、とても力強い言葉をいただいた。 警察の方や市役所の方たちのお世話になって、防犯パトロールというものは必要だと、やっていてすごく感じる。

委員長:

他はいかがでしょうか。

それでは次の2章以降について、事務局より説明をお願いします。

事務局:

② 第2章から第4章まで

素案の第2章以降を説明。資料1、46ページ。

第2章 計画の基本的な考え方。

- 1-1 計画の基本理念(将来像)については、豊川市安全なまちづくり推進条例の目的や豊川市総合計画の将来目標に基づき、「犯罪のない 安全で安心な 明るいとよかわ」とした
- 1-2 計画の基本姿勢です。本計画の推進のために特に必要となる基本的な姿勢を3つ 定めた。
- ・市民、事業者、行政が協働し、防犯対策を推進します。
- ・社会情勢の変化に対応した防犯活動を次世代へ引き継ぎます。
- ・誰一人取り残さない社会の実現を目指します。の3つ。

次に、1-3 計画の基本目標です。

基本目標を「刑法犯認知件数の減少」とし、基準値は、コロナ前の社会活動に制限のなかった令和元年の認知件数の923件とし、この値を超えないことした。

次に、47ページの「2計画の構成」、48ページ以降の「第3章施策の展開」について、 資料2をもとにあわせて説明。

資料 2

素案では、第1章の課題に基づき、基本理念を実現するための施策の柱を5つ定め、それ ぞれに基本施策を定めた。基本施策は全部で10。そして、基本施策ごとに展開する施策を 紐づけている。

また、展開する施策は★印が今回の計画策定に伴い新たに検討した施策になり、施策はその部分を中心に説明する。資料の読み上げ。

防犯対策について。

防犯対策については、施策の柱を3つ設けている。

施策の柱の1つめ「市民一人ひとりの防犯意識の醸成」には、

「(1)市民の防犯意識を高める活動の推進」「(2)市民が不安に感じる犯罪への啓発・対策」の2つの 基本施策を定めた。

(資料2は対策、啓発となっているが、正しくは、啓発・対策)

- 「(1)市民の防犯意識を高める活動の推進」には6つの施策を位置づけた。
 - ③効果的な防犯情報の発信★と⑤無施錠被害防止啓発の実施。

資料1 48ページの下段。

③効果的な防犯情報の発信

情報発信を充実させるため、既存の広報、ホームページに加え、市のラインやXなどのSNSも活用しながら、様々な世代に向けて防犯情報の発信をする。また、防犯情報をタイムリーに受信できる、愛知県警察公式アプリ「アイチポリス」の普及促進にも取り組む。

続いて49ページ上から2番目

⑤無施錠被害防止啓発の実施について

自転車盗は約8割が無施錠で被害に遭っているなど、施錠の徹底により様々な犯罪の被害を減らすことが出来ると考えられる。広報、キャンペーン、パトロールなど様々な機会を捉えて、無施錠被害の防止に努める。

資料2「(2)市民が不安に感じる犯罪への啓発・対策」について、こちらは9つの施策を位置づけた。 ①特殊詐欺対策の推進 ②サイバー犯罪対策の周知★ ③子どもや女性への性暴力被害防止の 推進★ について説明。

資料1の49ページ下段。

(こちらも基本施策の2は啓発・対策の順番)

①特殊詐欺対策の推進

高齢者が被害にあいやすく、現在多発している特殊詐欺について、特殊詐欺対策装置購入費に対する補助金を実施するほか、スーパーや金融機関などの協力を得ながら、啓発を実施していく。

②サイバー犯罪対策の周知について

サイバー犯罪は、注文確認メールなどを送りつけ偽のサイトに誘導し個人情報を盗む、フィッシング詐欺などが代表的だが、特殊詐欺同様次々と新たな手口が開発されている。これらの手口や対策について、各種媒体による啓発や、教室を行うなど、周知を図る。

③子どもや女性への性暴力被害防止の推進について

市民アンケートの結果、女児を同居家族に持つ方の体感治安が悪かったことから、性犯罪被害にあわないための啓発や女性向けの防犯教室を実施し性暴力被害防止を推進する。

資料2

施策の柱2つめの「防犯力の高い地域づくり」について、基本施策は「(3)地域防犯活動の推進と活動への支援|展開する施策は7つ。

①ながら見守り活動の推進★、③防犯ボランティア団体の活動への支援について。

資料1、51ページ。

①ながら見守り活動の推進

市民に、日常生活の中で、地域を見守る意識をもって過ごしてもらう「ながら見守り」の推進を図る。こちらはチラシや啓発グッズを作成し、市民に呼び掛ける。

③防犯ボランティア団体の活動への支援

市内で活動する防犯ボランティア団体について、現在行っている活動費の助成や隊員育成のための講習会、意見交換会などを引き続き実施する。

また、多くの人が参加しやすい方法を検討するなど団体の活動が継続出来るように支援する。

施策の柱の3つめ「犯罪が起こりにくい環境づくり」について、基本施策は「(4)犯罪が起こりにくい環境の整備」「(5)パトロール等による犯罪抑止の推進」の2つの基本施策を 定めた。

「(4)犯罪が起こりにくい環境の整備」には7つの施策を位置づけた。

①街頭及び公共自転車駐車場への防犯カメラの設置について

資料1、53ページ。

こちらは③の町内会が設置した防犯カメラとは別に、市が設置しているもの。

現在道路上に41台、自転車盗対策として公共自転車駐車場に25台ある。既存の防犯カメラを引き続き運用していくとともに老朽化した機器の更新や、犯罪が多発する地域への設置を検討し、防犯カメラの設置推進に努める。

資料2

「(5)パトロール等による犯罪抑止の推進について」施策は2つ。

①防犯対策重点地区(仮称)の設定について

資料1、54ページ。

市民が不安に感じる侵入盗や乗り物盗が多発する地区を防犯対策重点地区に設定し、警察、町内会、ボランティア等と連携し、まちの防犯診断の実施や防犯パトロールの強化を図る。

市民が最も求めているものは市や警察のパトロールの強化だが、資源が限られているため、 データを分析し地域を絞って重点的にパトロールを実施していく。

次に、[2-2再犯防止について]。

施策の柱「4 再犯防止の推進」には、基本施策「(6)必要な福祉サービス利用などへの 支援」「(7)非行防止と修学支援の実施」「(8)再犯防止への理解促進と関係団体への支援」 の3つの基本施策を定めた。

「(6)必要な福祉サービス利用などへの支援」には、①生活困窮者自立相談支援事業始め、 11の施策を位置づけた。

⑤包括的な相談支援の推進について、資料1の56ページの中ほど。課題で整理した生活 困窮や社会的孤立に陥らない支援、相談しやすい環境の整備のために行うもので、生活困窮 者自立支援庁内連携会議および重層的支援体制整備事業支援担当者連絡会議、これらの会議 には関係各課の支援担当者やコミュニティソーシャルワーカーなどが参加するが、この会議 の中で、再犯防止推進への理解を深めるための取組、例えば研修などを行い、人材育成に努 め、包括的な相談支援を推進する。

資料2に戻り、基本施策「(7) 非行防止と修学支援の実施」には、「①青少年にかかる相談体制の充実」始め、4つの施策を位置づけた。

次に基本施策「(8) 再犯防止への理解促進と関係団体への支援」には、「①社会を明るくする運動の実施」始め、4つの施策を位置づけた。課題とた理解促進に向けて、講演会等、さまざまな場で啓発に努める。

次に、「2-3犯罪被害者等支援について」の施策の展開の説明。

施策の柱「5 犯罪被害者等支援の推進」には、基本施策「(9)犯罪被害者等支援体制の 推進」「(10)犯罪被害者等支援に関する意識の醸成」の2つの基本施策を定めた。

「(9)犯罪被害者等支援体制の推進」には、①総合支援窓口の設置を始め、4つの施策を位置づけた。①総合支援窓口の設置については、資料1の60ページ。課題とした、支援体制づくりの推進として、犯罪被害者等総合支援窓口を設置し、各関係相談窓口と密な連携による犯罪被害者等に寄り添った支援を推進する。

資料2、基本施策「(10)犯罪被害者等支援に関する意識の醸成」には、①犯罪被害者等に関する啓発活動の推進はじめ、2つの施策を位置づけた。①犯罪被害者等に関する啓発活動の推進について、資料1、61ページ。犯罪被害者等が抱える問題について、市民や職員等の理解を深めるため新たな啓発活動や相談窓口の周知を行う。

次に②犯罪被害者等支援条例の制定では、愛知県犯罪被害者等支援条例を推進するととも に、市や市民、事業者等の責務や市が推進する犯罪被害者等に寄り添った支援の方針等につ いて示した条例の制定に向けて取り組む。

次に、「第4章 計画の推進」について。

資料1、62ページ。

1の(1)計画の推進体制。

①豊川市安全なまちづくり推進協議会。

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、市、豊川警察署、豊川市校区安全なまちづく

り推進連絡協議会、豊川市教育委員会、豊川商工会議所、豊川防犯協会連合会代表等で構成 する「豊川市安全なまちづくり推進協議会」において、計画に基づく施策の実施状況を定期 的に検証・評価を行う。

次に、②市民、事業者、行政の協力・連携。

市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現のためには、市民や事業者、行政などが「豊川市安全なまちづくり推進条例」に定めるそれぞれの役割を果たし、協力・連携し一体となって、取り組む。

次に、「2 計画の推進のための取組」について。

(1)市民意識調査の実施

市民の防犯に対する考え方や意見を把握して、防犯活動を推進していくため、防犯に関する意識調査を継続的に実施します。

次に、(2) 計画に基づく施策の実施状況の公表と進行管理

計画を推進するため、「豊川市安全なまちづくり推進協議会」及び同幹事会において、適切な進行管理を行います。年度ごとに施策の実施状況について点検、評価(Check)し、公表を行うとともに、定期的(5年をめど)に行う市民意識調査などを活用しながら、課題や取組内容を見直し改善(Action)を行い、事業実績報告及び実施計画(Plan)を策定し、実施(Do)へとPDCAサイクルに基づき計画の充実を図ります。

第2章から第4章までの説明は以上。

委員長:

何か質問や意見あれば。

委員:

では、2つ。1つは質問、1つは意見。

1つ目は、46ページの目標値、基準値923件はどのように決められたのか。理由があったら教えていただきたい。それが1点目。

2点目は、学校教育に関係するが、施策の柱の市民一人ひとりの防犯意識の醸成というと ころ展開する施策。

資料2について、展開する施策の6番、犯罪加害者にならないための教育の推進というと ころが、ちょっと防犯意識から犯罪者というところに来て、しっくりこないなと感じた。

それから、それに関わって、再犯防止の推進の(7)、非行防止・修学支援の実施というと ころが、青少年にかかる相談体制の充実など、ここにも当てはまるのかが、しっくりこない なと感じた。

どうすればいいかというと、3番の「犯罪が起こりにくい環境づくり」を、例えば「犯罪が起こりにくい人づくり環境づくり」という言葉に置き換えると、犯罪被害者に並べても教育の推進も入るし、非行防止、青少年の心の関係、適応教室さくらんぼ、相談体制などが入れやすいのでは、整理されるのではと思い、意見させていただく。以上です。

委員長:

ありがとうございます。いかがでしょうか、事務局。

事務局:

1点目、基本目標46ページの刑法犯認知件数の減少について、突然出てきたことで違和 感があったと思う。令和元年度の認知件数、暦年の認知件数923件としたのは、コロナ前 の最小値ということで基準に設けた。令和3年を境に、犯罪の認知件数が増えており、何と か令和元年の認知件数を超えないように、計画の中で目標としたいという思いが込められて いる。いかがでしょうか。

委員:

はい。

事務局:

いろんなご意見をいただき、どんどん形を整えていきたいと思っている。事務局で検討したい。

委員長:

目標値に関しては防犯計画だけでなく、今自治体の政策やいろんな計画、行政計画の中で、 どうしてもコロナ前の最小値が標準としてある。どうしてもコロナ禍だと犯罪件数や認知件 数が低いため、それに数値を合わせると参考にしづらい。これが基本にあるのかなと思う。 では次の方。

委員:

ただいま委員が発言された2番目の点です。49ページの⑥。資料、冊子。

同じことは私も感じた。同じ内容ですが、やはり言っておかなくてはと思い、一言申し上 げる。

犯罪加害者にならないための教育が果たしてあるかどうかと大変疑問を感じる。48ページに、現状と課題、防犯意識の醸成に関わる現状と課題のところの3点目に当たると思うが、 犯罪の被害から身を守るだけでなく、自らが犯罪加害者にならないための規範意識や社会モラルの向上へも、目を向ける必要があるという、とても重要なポイントだと思う。

このことが基本施策となったときに、この⑥のような、表現になったのだろうと感じる。 それで犯罪加害者になる前の段階で子どもたちの教育に関わることが、とても大事だと思っている。

だから罪を犯すことの重大さを理解させるのも十分大切だが、その前に社会の一員として 生きていることについてのルールだとか、モラルだとか、それらを健全育成するという点で この項目に入れると良いのではないかと思った。

加害者にならない、被害者にならない、犯罪に関わらない、犯罪に接することがないと言えばいいか、その視点をもっと前面に出して、書くのがふさわしいかと思う。

それからここは学校教育課が担当課となっている。

学校教育課はもちろん地域の方々との連携もあるが、なによりも保護者、家庭との連携ということも大事。課は学校教育課であるが、加えて、その教育に取り組む内容の中に、もう少し家庭とか地域とかっていう要素を取り入れると、読んだ時の印象が大分変わると思う。

みんなで子どもたちを育てる、子どもたちが犯罪にかかわらないように、被害に遭わないように、育てるというそういう視点を強く感じられるような表現が望ましいと思った。

委員長:

今の意見、事務局の方はいかがですか。

事務局:

健全育成の点が盛り込まれることで、この分野についての皆さんの目が、一気に違うとこ

ろへ向けられるという印象をすごく感じた。しっかりと盛り込んでいきたい。

委員長:

表現がすごく色づいたということですかね。次の委員、どうぞ。

委員:

52ページの⑤、青少年健全育成推進協議会について書いてあるが、青少年健全育成が解散とか、そういう記事をちょっと目にしたりする。

私がいる地区でも、あまり活発に活動していないし、推進協議会の支援で、各小学校区に あるって書いてあるが、現在はどうなっているか。

委員:

今の件で、生涯学習課に所属しているので情報提供を。

事務局:

お願いします。

委員:

各地区で少年指導委員長さんたちから各地区の代表の方が集まった会議が昨年度の2月に あったが、その会議時点で、青少年健全育成協議会については全ての小学校区にあった。

生涯学習課で、次年度以降、来年度以降もずっと継続的に支援していく。

ただ、地区ごと、小学校区ごとに、青少年健全育成の取り組み方が全く違っている。いろい ろな充て職で入っている、ほとんど活動されてない地域もありますし、すごくたくさん活動 されている地域もある。

少年指導員のその制度自体は残すし、青少年健全育成についても残していくが、その扱いは地域で考えて、上手にできるといいですね、と2月の会議でお願いをした。今年1年、検討の期間。来年も検討。その次には、地区ごとに取り組みを考えると2月の会議では提案をしている。

今現在、結論は出ていないが、方向として、青少年健全育成協議会は残りますが、活動内容は地区ごとにお任せで検討してくださいという状態である。

委員長:

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員:

健全育成の中心となる定義や柱が特にないということでいいか。

私が耳にしたのは、健全育成が解散すると聞いた。ある地区で、子ども会がなくなると聞いた。子どもを見守る団体がだんだんなくなっていくと感じる。

小さい子どもの頃からそういった団体をしっかりと作っておかないと犯罪は起こりうるのではないかと思う。子ども会もなくなり、見通しがちょっと暗いなと思った。

だから、活動内容は地区で違うと思うが、豊川市で青少年の健全育成の定義はこれです、 青少年健全育成はこういうものだというものは特にないのかと。

委員:

今、即答できないが、青少年健全育成の目標もあるし、市内でこういうことやっていきま

しょうという活動でこれまでもやっていた。ただ、実情として、後継者の方がいないとか、 活動自体が一部の方の負担になっているとかいろんなご意見が来たりしている。でも大事な 活動なので、「地域でやり方を考えてください。そのための、1年ないし2年を、地域で相談 ください。」という状態です。全然、やめてくださいとは思っていない。

委員長:

はい。他に何かございますか。では委員お願いします。

委員:

防犯パトロールで80何%の方が効果を感じているという数値がある。いい数字が出ているので、携われている方々にフィードバックを。

そうすると、ものすごいモチベーションが上がるし、よしやってやるという気になる。

90代の方もがんばられていると、すごくありがたいことだと思う。

ぜひこういう声を、どういう形かで伝えていただきたいと思う。

事務局:

はい。ありがとうございます。

委員長:

よろしくお願いします。

委員:

いくつかある。まず、49ページの「③子どもや女性への性暴力被害防止の推進」とあるが、男の子に対する性被害も多いのが現状だと思う。

確かに女の子を持つ家庭が不安を抱えているという現実もあるが、女性防犯教室と限定しているのを、ぜひ男の子も含めて護身術などを学べるような自分の子どもも参加したいと思えるようなそんな機会にしてもらえたらいいと思う。

それから、54ページ「基本施策(6)必要な福祉サービス利用などへの支援」①「生活 困窮者自立相談支援」②「生活困窮者家計改善支援」がある。私は、生活困窮者自立相談支 援は、弁護士として関わっている。この位置づけは私にとっては生活保護に完全に陥る前に、 そうならないように助けるのが生活困窮者自立相談支援だと思っている。

再犯防止は、貧しい方・貧困に陥っている方が犯罪に走ることがすごく多い。そう考えたときに、自立支援もいいが、生活保護っていう制度があるよ、福祉課に行って生活保護の申請をしてねと、そのアピールも必要ではないかと思う。

生活保護を受けるぐらいなら死んでもいいとか、本当に路上生活をして貧しい、本当に健康で文化的な最低限度の生活以下の生活をしているにも関わらず生活保護を受けずに、お腹が空いたと言って犯罪に走る人がいる。

やっぱり「生活保護という制度があるよ」というアピールみたいなものを、ここに入れたらいいかなと思う。

59ページ「基本施策(8)再犯防止への理解促進と関係団体への支援」の④「更生保護団体の活動支援」について。更生保護団体の活動に対しての支給はいいと思うが、それ以外にも、民間で一生懸命やってくださっている保護司さんがいろいろ困難を抱えている。

その一つとして相談場所の問題がある。お金を支給するのも大変重要だと思うが、市で保護司さんが使えるような場所を提供するとか、保護司さんがより活動しやすくする、あるいは保護司さんに皆さんがもっとなってくれるようなこともぜひ考えていただきたい。

もうひとつ。60ページの犯罪被害者支援の関係。犯罪被害者、DVの被害もそうだが、 やっぱり住むところ、どこに逃げるかって考えたときに、ここにあるような「市営住宅への 入居」とか民間の賃貸住宅もいいが、シェルターが欲しいなと。駆け込む場として。そうい う場所は市営住宅の抽選とはちょっと違う次元。

知っている人で民間シェルターをやっている人もいるが、色々困難な理由もある。ぜひ、 市としてシェルターを設置することも考えていただければなと思う。

委員長:

ありがとうございます。

事務局:

ありがとうございました。今、4点いただいた。

最初の女の子だけでなく男の子もというところ。男女区別なく、お子さんのすべてに目を 向けなければと思う。

それから、生活保護のアピール。こちらも、生活保護をはじめ収入や就労を支援していく という表現にするなど、中で検討させていただきたい。

59ページの保護司さんの支援。これも地域福祉課と一度検討したい。

シェルターの件について、犯罪被害者、例えば性暴力に合われた方が駆け込む場所はホームページで情報が公表されているが、一度豊川市でできることはないかと考えて、この中で表現を検討したい。

委員長:

ありがとうございます。

他に何か、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

では、なさそうなので、これで議題2のほうを終わりたいと思う。

これで本日の議題はすべて終了しました。

事務局:

本日審議した内容やお寄せいただいた意見を整理し、体裁、誤字等を含め、修正したのち、 修正案を作成、事前にお送り第3回目の委員会としたい。

第3回の11月の委員会が終了したら、豊川市役所庁内職員向けにパブリックコメントを 実施。それを経て、12月議会の委員会の調査に付し、その後パブリックコメントを実施す る予定。またそこでご意見あれば是非お願いします。

委員長:

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして令和6年度第2回豊川市防犯推進計画策定委員会を終了します。